

平成三十年四月二十日受領
答弁第一二二二号

内閣衆質一九六第二二二号

平成三十年四月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 菅 義 偉

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出北朝鮮の非核化の定義に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出北朝鮮の非核化の定義に関する質問に対する答弁書

一及び三から六までについて

北朝鮮の意図については、政府としてお答えする立場にない。また、国際連合安全保障理事会決議第二千三百九十七号は、北朝鮮が、全ての核兵器及び既存の核計画を、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で直ちに放棄し、全ての関連する活動を直ちに停止するとともに、その他のいかなる既存の大量破壊兵器及び弾道ミサイル計画も、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄するとの決定を再確認しており、我が国としては、北朝鮮に対し、同決議を含む関連する国際連合安全保障理事会決議を即時かつ完全に履行するよう、強く求めているところであるが、これ以上の詳細については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

二について

お尋ねについては、政府としてお答えする立場にない。